

日本法医学会細則

第1章 総 則

第1条（定款との関係）

特定非営利活動法人日本法医学会（ニホンホウイガクカイ）の定款に定められたことのほかは、この細則によっておこなう。

第2章 会 員

第2条（会員）

本会の正会員、学生会員又は賛助会員になろうとする者は、評議員の推薦により、所定の入会申込書に必要事項を記載し、その年度の会費を添えて本会事務所に提出しなければならない。

2 会員の資格取得日は、会費納入日とする。

3 申込書の記載事項に異動を生じた場合は、速やかに本会事務所に文書で通知するものとする。

第3条（会員の権利）

会員は、本会の機関誌（電子ジャーナル含む）の配布を受け、本会の学術集会及びその他の事業に出席することができる。

2 正会員は、総会において意見を述べることができる。また、本会の学術集会において研究業績を発表し、本会の機関誌へ投稿することができる。

3 名誉会員と学生会員は、本会の学術集会において研究業績を発表し、本会の機関誌へ投稿することができる。

第4条（名誉会員）

評議員は、次の各号のいずれかに該当する者を、名誉会員に推薦することができる。

(1) 本会の評議員を20年以上勤めた者であって、大学法医学教室又はこれに準ずる機関の長として多年在任した者

(2) 前項以外の者で、本会の発展に多大の貢献をした者

2 理事長は、理事会及び評議員会の議を経て、名誉会員に推薦された者に名誉会員の称号を贈る。

3 名誉会員の資格は、評議員会の議を経て承認された日の翌日より開始する。

第5条(学生会員)

この法人の目的に賛同して入会した学部学生。

2 学生会員になろうとする者は、大学法医学教室、又はこれに準ずる機関の長の推薦状を添えて第2条の手続きをしなければならない。

第6条(会費)

会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員は年額 10,000 円とする。

(2) 名誉会員は、会費の納入を要しない。

(3) 大学法医学教室及びこれに準ずる機関の賛助会員は、年額 50,000 円とする。

(4) 前項以外の賛助会員は、年額 30,000 円以上とする。

(5) 学生会員は、年額 5,000 円とする。

2 すでに納入された会費は返却しない。

第3章 役員

第7条(選挙管理委員会)

本細則目的達成と、選挙実務の円滑な運営を計るため、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、選挙管理委員長及び委員により構成し、理事及び監事の選出に関する実務を遂行するとともに、実務に携わる者を管掌する。

3 選挙管理委員長は、理事会の推薦に基づき、理事長がこれを委嘱する。委員は若干名とし、委員長の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

4 選挙管理委員長及び委員の任期は、当該選挙における本会の理事および監事の選出事務の開始時点から、選任実務の完了までとする。

5 選挙管理委員長は、本細則に定めのない事項が生じた場合は理事長に答申し、合議する。

第8条(理事の選任)

理事の選挙は、つぎの各項によっておこなう。

2 理事は、評議員会において評議員の中から投票により、得票上位者からその相当数を選出し、理事会で選任する。

3 得票同数の場合は得票同数者について再投票によりこれを決する。再投票において得票同数の場合は年長者とする。

第9条（理事の種別）

理事を分けて，地区理事と全国区理事とする．

2 地区理事は7名とし，次の各地区に業務地を持つ評議員の中から，関東地区は2名，その他の地区は各1名選出する．

(1) 北海道・東北地区（北海道，青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県

(2) 関東地区（茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県

(3) 中部地区（新潟県，富山県，石川県，福井県，山梨県，長野県，岐阜県，静岡県，愛知県

(4) 近畿地区（三重県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県

(5) 中国・四国地区（鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県

(6) 九州地区（福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県

3 全国区理事は5名とし，地区理事に選任された者以外の評議員の中から選出する．

第10条（理事長の選任）

理事長は，評議員会において理事の中から投票により選出する．

2 得票過半数の者がいないときは，第1位得票者が2名以上の場合は第1位得票者について，第1位得票者が1名の場合は第1位と第2位得票者について再投票によりこれを決する．再投票において得票同数の場合は年長者とする．

第11条（理事長の辞任・代行）

理事長は，疾病，事故，その他の理由により，3カ月以上引き続き会務を総理しえない場合は，辞任するものとする．

2 理事長に事故があるとき，又は理事長が欠けたときは，理事のうちの年長者が，これを代行する．この場合，次期評議員会において，理事長を選出し，理事会の承認を得る．ただし，その任期は，前任者の残任期間とする．

第12条（監事の選任）

監事は，評議員会において理事及び理事長の選任後に，理事に選任された者以外の評議員の中から投票により，得票上位者から2名を選出する．

2 得票同数の場合は得票同数者について再投票によりこれを決する．再投票において得票同数の場合は年長者とする．

第 13 条（役員等の任期）

役員等の任期は、選任された年の 7 月 1 日より、任期終了年の 6 月 30 日までとする。再任を妨げないが、連続の際は 2 期までとする。なお、任期の途中で 66 歳を超える場合には、被選挙権を有しない。また、66 歳未満であっても、所属する機関の定年退職日を迎える場合には、被選挙権を有しない。

2 役員等の合計年数に制限は設けない。

第 14 条（役員等の欠員補充・解任）

役員等に欠員が生じたときは、評議員会において補充することができる。この場合、補充された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員等の解任が決定されたときは、理事長は直ちに当該評議員会において役員等を選出し、総会において選任しなければならない。

第 4 章 評議員

第 15 条（推薦者・被推薦者）

評議員は、正会員の中より評議員候補者を推薦することができる。

第 16 条（推薦方法）

評議員候補者の推薦に当たっては、所定の様式に候補者の略歴、推薦理由及び業績等を記載し、業績目録に記載した原著論文のうち 2 編の別刷等各 1 部を添えて提出するものとする。

第 17 条（被推薦者の資格）

評議員候補者は、選考の年の 3 月 31 日現在において、次の条件を満たしているものとする。

(1) 6 年制大学卒業者にあつては満 7 年以上、4 年制大学卒業者にあつては満 9 年以上、法医学又はその関連領域に関する研究に従事している者。研究期間の算定は、法医学又はその関連領域の教育及び研究機関に所属して研究に従事した期間を対象とする。法医学関連領域であるか否かの判断は理事会において行う。

(2) 博士の学位を有するもの。もしくはそれと同等のもの。

(3) 入会した年の 4 月 1 日から起算して、継続して満 7 年以上正会員である者。ただし、入会後会費未納のある場合は、あらかじめこれを完納しなければならない。

第 18 条（添付業績）

業績目録には、次の事項を記載するものとする。

(1) 法医学に関する主要原著論文 5 編。ただし、次の条件を満たすもの
すでに公表された論文（電子媒体含む）であること

少なくとも 3 編は、5 年以内に論文審査制度が設けられている学術雑誌に掲載されたもので、本人が主たる研究者である論文であること

のうち少なくとも 1 編は、Legal Medicine に掲載された論文であること

(2) 主要学会発表 5 回、ただし、次の条件を満たすもの

法医学又はその関連学会において発表したもの

少なくとも 2 回は、5 年以内に本会の学術全国集会又は学術地方集会において、本人が主たる発表者であるもの

第 19 条（候補者の推挙）

評議員候補者は、理事長が理事会の議を経てこれを評議員会に推挙する。

第 20 条（外国人評議員の推挙）

理事長は、特に必要と認めたときは、本細則の第 3 条及び第 4 条の条件を満たさない場合であっても、外国に居住する外国人正会員を、理事会の議を経て評議員候補者として評議員会に推挙することができる。ただし、本条で評議員の資格を得た者は、評議員会成立要件の員数には算入しない。

第 21 条（評議員の資格の開始）

評議員の資格は、評議員会の議を経て承認された日の翌日より開始する。

第 22 条（評議員の職務）

評議員は、評議員会を組織し、次の事項を審議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 評議員の選任及び解任

(3) 会員の除名

(4) 事業計画と予算

(5) 事業報告と決算

(6) 財産に関する事項

(7) その他、理事会が必要と認めた事項

2 評議員は、評議員会に議題を提出することができる。

第 23 条（評議員の解任）

評議員が評議員としての品位をけがしたときは、理事長は理事会及び評議員会の議を経て、これを解任することができる。

第 24 条（評議員資格喪失）

評議員は、次の号のいずれかに該当するとき、その資格を喪失する。なお理事会は、(4) に示す要件については 2 年ごとに、(5) については 4 年ごとに審査・確認する。

- (1) 名誉会員になったとき。
- (2) 退会の申し出があったとき。
- (3) 評議員辞退の申し出が受理されたとき。
- (4) 法医学又はその関連領域の教育及び研究機関における教育及び研究活動を停止したとき。
- (5) 審査を行う年度の 12 月 31 日からさかのぼり、4 年間 Legal Medicine に論文が掲載されなかったとき。
- (6) 委任状を提出することなく、連続 2 回以上評議員会を欠席したとき。ただし第 20 条による評議員を除く。
- (7) 第 23 条により評議員を解任されたとき。

第 25 条（評議員費）

評議員は評議員費として年額 10,000 円を納入する。

第 5 章 委員会

第 26 条（種別）

本会は、本会の目的を達成するために委員会を置く。

2 委員会の設置及び廃止は、理事会の議決によって行う。

3 常置委員会は、次のとおりとする。

- (1) 庶務委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 広報渉外委員会
- (4) 認定医制度運営委員会
- (5) 企画調査委員会
- (6) 教育研究委員会
- (7) 医の倫理委員会

4 理事会が必要と認めたときは、前項の常置委員会の他に特別委員会を置く

ことができる。

第 27 条（委員長・委員）

委員長は、理事会において理事の中よりこれを選任する。ただし、編集委員長は評議員の中より選任する。

- 2 委員は、正会員の中より委員長がこれを推挙し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、選任された年の 7 月 1 日より、任期終了年の 6 月 30 日までとする。ただし、再任を妨げない。

第 28 条（幹事）

庶務委員会に、本会の会計事務を行うため、会計幹事若干名を置く。

- 2 編集委員会に、機関誌の編集事務を行うため、編集幹事若干名を置く。
- 3 幹事は、正会員の中より、理事会の議を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 4 幹事の任期は 2 年とし、選任された年の 7 月 1 日より、任期終了年の 6 月 30 日までとする。ただし、再任を妨げない。

第 6 章 会 議

第 29 条（通常総会）

通常総会は、毎年 1 回の学術全国集会の開催期間中に、理事長がこれを招集する。

第 30 条（理事会）

理事会は、理事長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。
- 3 理事長は、理事会の議を経て理事以外の者に出席を求めることができる。
- 4 緊急を要する事項の処理について、理事長は書面（電子メール含）又は電話で理事の意見を求め、可否を問うことができる。

第 31 条（評議員会）

評議員会は、毎年 1 回通常総会の前に、その開催地において開催する。

- 2 大学法医学教室又はこれに準ずる機関の長が、正会員であって評議員でないときは、申し出により、理事会の議を経て、評議員会に出席し、意見を述べるることができる。ただし、議決には加わらない。
- 3 名誉会員は、評議員会に出席し、意見を述べるることができる。ただし、議

決には加わらない。

第 7 章 学術集会

第 32 条（種別）

本会は、次の学術集会を開催する。

- (1) 学術全国集会 年 1 回
- (2) 学術地方集会 随時
- (3) その他の集会 随時

2. 学術集会の発表は、原則として会員でなければならない。会員以外の発表については、「非会員の本会機関誌への投稿並びに本会学術集会における研究発表の申請に関する規定」によって定める。

第 33 条（会長）

本会は、学術全国集会を開催するために、会長を置く。会長は、学術全国集会の会務を主宰する。

2 会長は、会員以外の者を学術全国集会に招聘することができる。

3 前項以外の場合には、会員以外の者は会長の許可がなければ学術全国集会に出席し、意見を述べることはできない。

4 会長の任期は 1 年とし、選任された年の学術全国集会の翌日より、その学術全国集会終了日までとする。

第 34 条（会長の選任）

会長は、次の方法でこれを選任する。

- (1) 理事長は、次年度会長予定者を推挙し、評議員会の議を経て決する。
- (2) 理事長は、理事会の議を経て次々年度会長候補者 3 名以上を推挙し、評議員会において投票により次々年度会長予定者を選出する。得票同数の場合は得票同数者について再投票によりこれを決する。再投票において得票同数の場合は年長者とする。

第 35 条（会長・次年度会長予定者の交代）

会長又は次年度会長予定者に、学術全国集会の会務を行えない事情が生じたときは、定款第 23 条第 4 項の規定により、会長又は次年度会長予定者を決定する。

第 36 条（学術全国集会特別講演者の選出）

次年度特別講演予定者は、理事長がこれを評議員会に報告する。

2 次々年度特別講演予定者は、次々年度会長予定者が評議員会における投票の結果を参考にして正会員の中からこれを選出し、理事長に報告するものとする。

3 会長は、正会員以外の者を特別講演者に加えることができる。

第 8 章 機関誌

第 37 条（名称）

本会の英文機関誌名は、Legal Medicine とし、その略名は Legal Med とする。

2 和文機関誌は、日本法医学雑誌とし、その略名は日法医誌とする。英訳名は The Japanese Journal of Legal Medicine とし、その略名は Jpn J Legal Med とする。

第 38 条（発行）

機関誌の編集及び発行業務は、編集委員会がこれを行う。

2 機関誌の投稿規定は、編集委員会がこれを定める。

3 編集委員会には、編集幹事及び会計幹事が出席するものとする。

第 39 条（購読費）

会員資格の有無に係わらず、この法人の事業に賛同する個人および団体は、学術誌（冊子体）を、年額 5,000 円で購読することができる。

第 9 章 表彰

第 40 条（学術奨励賞）

本会に、学術奨励賞を設ける。

2（資格）

本奨励賞は、5 年以上の会員歴を有する正会員で、申請する年の 12 月 31 日現在において、38 歳未満であって、法医学の進歩に寄与する研究を発表し、将来の発展が期待できる者に授与する。

3（審査対象）

審査は、申請年を含む過去 5 年間の業績をもって行い、申請者の中より毎年 2 名以内を表彰する。

4（表彰）

表彰は、本会総会において、理事長から賞状及び副賞の授与をもってこれを行う。

5(選考)

選考は、これを理事会において行う。

第41条(法医技術功労賞)

本会に、法医技術功労賞を設ける。

2(趣旨)

本功労賞は、賛助会員(大学法医学教室及びこれに準ずる機関)に所属し、申請する年の12月31日現在において、15年以上法医業務に従事してきた技術系職員で、高い技術的専門性を有し法医解剖の補助並びに諸検査の実施を通じて法医学の発展に貢献してきた者に授与する。

3(候補者の推薦) 候補者の推薦に当たっては、所定の様式(様式7及び8)に候補者の略歴、推薦理由及び業務実績等を記入し、評議員資格を有する所属の長が日本法医学会事務所に提出するものとする。4(選考) 選考は、申請年を含む過去5年間の業務実績をもって理事会において行い、被推薦者の中より若干名を表彰する。5(表彰) 表彰は、本会総会において、理事長から賞状及び記念品の授与をもってこれを行う。

第10章 資格認定

第42条(資格認定)

法医学及び関連領域の専門医認定基準の策定、公表及び資格認定については、「日本法医学会認定医規定」によって定める。

第11章 補 則

第43条(補則)

本細則および細則の施行に必要な規定の制定及び改廃は、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

附 則

1. この細則は、平成20年10月1日より施行する。
2. この細則は、平成21年2月14日より施行する。

3. この細則は、平成 22 年 5 月 16 日より施行する。
 4. この細則は、平成 23 年 2 月 21 日より施行する。
- (2) 第 24 条 (5) に定める審査は 2015 年 3 月より各年度末に実施する。

非会員の本会機関誌への投稿並びに 本会学術集会における研究発表の申請に関する規定

第1条(目的)

この細則は、本会の正会員、学生会員、若しくは名誉会員でない者(以下「非会員」という)に、本会機関誌へ投稿し、若しくは本会学術集会において研究業績を発表する機会を与えることを目的とする。

第2条(条件)

- (1) 非会員は、報告費納入申請書に明記し、正会員の年会費相当額(以下「年間報告費」という)を納入した場合は、当該年度内において本会機関誌へ投稿し、若しくは本会学術全国集会における研究発表を申請することができる。
- (2) 年度内の投稿が1回のみ、或いは発表が1演題のみの場合は、年間報告費を半額とする(以下「1回報告費」という)。
- (3) 1回報告費を納入した非会員が、同一年度内に年間報告費の半額を追加納入した場合は、年間報告費を納入したものとして取扱う。
- (4) 前各項は、本会会員と連名で投稿し、或いは発表する場合においても、これを適用する。
- (5) 非会員が本会機関誌へ投稿する場合には、報告費領収書の写しを添付しなければならない。ただし、編集委員長が投稿を依頼した場合はこの限りでない。
- (6) 非会員が本会学術全国集会における研究発表を申請しようとする場合には、報告費領収書の写しを添えて演題申込をしなければならない。ただし、会長が招聘した者が発表する場合はこの限りでない。

第3条(報告費の返却)

報告費は、本会機関誌への投稿、或いは学術全国集会における発表が受理されなかった場合でも、これを返却しない。

第4条(外国人の除外)

外国に居住する外国人が本会機関誌へ投稿し、若しくは学術全国集会において発表する場合は、報告費を徴収しない。

第5条(学術地方集会)

学術地方集会における非会員の発表については、学術全国集会の場合に準じる。ただし、当該学術集会の長(世話人)が特に認めた場合はこの限りでない。

第 6 条（機関誌の送付）

非会員が、同人の論文若しくは研究発表の要旨が掲載されている号の本会機関誌を請求したときは、当該機関誌 1 部を無料で送付する。

非会員の報告申請についての説明

1. 様式 A（別紙）は、非会員が、当該年中の本学会学術集会において研究業績の発表、あるいは本学会機関誌へ投稿するに先立って、最初に申請する時に使用するものとする。
2. 様式 B（別紙）は、非会員が、すでに 1 回報告を申請したが、当該年中再度発表、あるいは投稿を予定する場合に、使用するものとする。
3. 非会員は、当該年中の本学会学術集会において研究業績の発表を申し込む、あるいは本学会機関誌へ投稿する 1 カ月前に申請書を本学会事務所宛に送るものとする。
4. 報告費（2008 年現在、年間 10,000 円、1 回 5,000 円）の請求書を本学会から送付し、同封した振込用紙にて報告費を納めるものとする。
5. 報告費の納入が確認された後、本学会から領収書と発表・投稿許可証が送付される。
6. 非会員は、本学会学術集会において研究業績の発表演題を申し込むに当たっては、年間報告費納入者は本許可証の写しを、1 回報告費納入者は本許可証を添付しなければならない。
7. 非会員は、本学会機関誌へ投稿するに当たっては、年間報告費納入者は本許可証の写しを、1 回報告費納入者は本許可証を添付しなければならない。
8. 申請には様式 A、B のコピーを使用しても構わない。
9. 当該年中とは、4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とする。